

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の改正について

お問い合わせ先：福祉部指導監査課
電話 046-822-8411（直通）

横 須 賀 市



指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める
条例改正案 パブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集期間

平成29年4月11日（火）から平成29年5月1日（月）まで

2 意見の提出者数と意見件数

指定共同生活援助（障害者グループホーム）に係る共同生活住居の設置基準改正に関する意見募集に対し、9人から30件の意見提出がありました。

提出方法	人数
直接提出	0人
郵送	2人
ファクス	1人
E-mail	6人
合計	9人

項目名	件数
(1) 共同生活住居の入居定員について	7件
(2) 共同生活住居の立地条件について	17件
(3) その他	6件
合計	30件

3 提出された意見の概要及び市の考え方

(1) 共同生活住居の入居定員について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	原案に賛成である。	4件	ご意見ありがとうございます。
2	同一建物で出入り口が別でも規制の対象としていただきたい。	1件	基本的には規制の対象となります。

3	マンション等で異なる階の部屋をいくつも共同生活住居として使用する場合は対象となるか。	1件	基本的には規制の対象となりますが、マンション等の建物内における共同生活住居のあり方については国の解釈通知等も参考にして判断いたします。
4	同一敷地内のグループホームの利用定員を10人以内とあるが、グループホームが家庭規模と捉えた場合に、利用者本人が家庭と同じような生活を送る為には、10人は多いと感じる。	1件	平成24年度に本条例を制定するに当たり、パブリック・コメントを実施しましたが、入居定員10人については、「多い」、「少ない」など多数のご意見をいただきました。その結果、グループホームの利用定員を、省令基準に合わせて10人以内とした経緯があり、現状では妥当と考えています。

(2) 共同生活住居の立地条件について

	意見の概要	件数	市の考え方
1	共同生活住居を基本的には通所系サービス事業所の敷地外に設けるとしているが、基本的には、の意味するものは何か。	1件	既存の事業所に対する経過措置を想定しています。
2	グループホーム利用者が高齢となり、離れた場所の日中活動先に通所できない状況になった場合、1日中グループホームで過ごさなければならなくなってしまう、本人の意欲低下につながる。グループホームの近くに通所できないならば施設入所ということでは本人の意向を無視し、障害者の権利に関する条約に反するものになってしまう。	1件	2～17のご意見を踏まえた上で、今回提案させていただいた「共同生活住居を、基本的には通所系サービス事業所の敷地外に設けること」については、利用者の高齢化や心身の状況等の変化に伴う通所サービスの利用について、利用者やそのご家族、事業者等のご意見をいただきながら引き続き研究や検証を重ね、慎重に検討することとし、今回の条例改正を見送ることとします。
3	グループホーム入居者が高齢になり、車いす利用となった時に同一敷地内に通所施設があれば、本人の意思と体調を見ながらいろいろな人とかかわる場を保障できる。	1件	

4	<p>グループホームに勤務しているが、利用している方々が年々お年をめしてきている。</p> <p>70歳を超えている方もおり、「生きている間働いていたい」というのが、その方の希望である。今はバスを利用して、作業所に通所しているが、近い将来それも難しくなってくる。我々は、できる限りその方の希望に沿って支援していきたいと思っている。</p> <p>もっと近くに通える場所があれば、その思いが出来る限り沿うことができるかと思う。</p> <p>今回の改正によって、本当に必要としている方が困ってしまうことが予想される。</p> <p>今一度慎重に検討していただきたい。</p>	1件	
5	<p>地域とのかかわりという点では、様々なかかわり方があり、特にグループホーム入居者が高齢化した時に、通所の負担を軽減しながら、土日や日中活動終了後に、地域との交流を持ったり、近くの様々な教室に通ったりすることも、本人の選択としてあり得ることである。</p> <p>通所施設とグループホームが同一敷地内にあつたとしても、入所施設と同様に生活が完結することにはつながらないと考えるが、市の見解はいかに。</p>	1件	
6	<p>グループホームは通所系サービス事業所の敷地外とあるが、利用者一人でグループホームから通所系サービス事業所まで、移動するのが難しい方が多くいる。</p> <p>狭い範囲で生活が完結しない事が望ましいが、利用者の個性を把握して、理解してほしい。</p>	1件	

7	<p>グループホーム入居者が離れた場所に通所することができなくなった場合、近くの通所が認められないと、結果的に日中活動先への通所ができなくなる。</p>	1件	
8	<p>グループホームが通所事業所の敷地外ににあったとしても、通所日は、利用者がホーム玄関から日中活動の玄関まで毎日ドア・ツー・ドアで、車で送り迎えして、土日にはほとんどホームに出ない場合も、生活が完結といえるのではないか。</p> <p>つまり、利用者の自己決定を支えて、どう豊かな地域生活を保障するのかという支援内容が問われているのであり、同一敷地内という立地条件だけで、入所施設と同様、その場で生活が完結するとは判断できない。</p>	1件	
9	<p>職住接近は必ずしもマイナス面ばかりでない。通所施設や入所施設の同一敷地内や近隣の建設は杓子定規にダメということではなく、その実態に合わせたものにしていただきたい。</p>	1件	
10	<p>同一敷地内のグループホームと通所施設の併設に関しては、敷地の立地条件や利用者の支援課題などを鑑みて再度検討してほしい。</p>	1件	
11	<p>通所施設とグループホームの同一敷地内設置規制については、利用者の意思を尊重し、支援内容等運営基準に基づき設置者の指導ができるよう再考をお願いしたい。</p>	1件	

12	<p>今回の条例改正は、法人の存続にも大きな影響を与えることは明白であり、福祉の後退が行政の手によって行われることがあってはならない。改正提案については1～2年の猶予を持って事前説明及び文書による通達が必要であり、条例制定に反対である。</p>	1件	
13	<p>現在、グループホームも通所系事業所も不足している。土地の確保が非常に難しい中、良心的な事業者が地域の実情や利用者のニーズに応じて必要な事業を展開しようとしたときに、ホーム利用者が、必ずしも同一敷地内の通所施設に通わない場合であっても、グループホームが設置できないことは、消防法や建築基準法上の制約が大きいグループホームよりも、通所施設だけを優先して設置することになりやすいと考えられるが、グループホームの設置促進を図る観点から市の見解を明らかにされたい。</p>	1件	
14	<p>通所施設とグループホームの同一敷地内設置を規制すると、結果的にグループホームを設置しづらくなる。横須賀市としてグループホーム設置促進を図るための施策を考えていただきたい。</p>	1件	
15	<p>条例で設置条件規制強化を図るのならば、通所施設の公共施設との合築や公共施設再編の中で利用率が低い公共施設に減免家賃で身体障害者等の作業所等に入ってもらって法内施設化を進めていただきたい。</p>	1件	

16	<p>グループホームと日中活動の場がほぼ同じ位置では、住居から出ていないのと一緒にであるが、今さらそのことを指摘、改正されても事業者側が困る。中には立ち行かなくなる事業所も出てくると思う。障害者のことを思うあまり、受け入れ先である事業所等のことをないがしろにしてはいないか。結果的に障害者の受け皿が減るのではないか。</p>	1件	
17	<p>入居者が高齢になることは目の前の問題。だからといって、同一敷地内で行き来するのは良いとは思えない。土地がないので同じ建物の中にグループホームと日中系事業者を作れば経営上は確かに良いと思うし、通所するのも楽である。</p> <p>どうしてもという人以外は、他の事業所に通所する方がよいと思う。</p> <p>同じ施設の職員が昼間も夜も関わるのは、利用者のことが何でもわかってしまう。利用者にとって苦痛になるのではないか。</p> <p>交通機関を使い外の世界に触れる機会は大事なことであり、必要だと考える。</p>	1件	

(3) その他

	意見の概要	件数	市の考え方
1	<p>グループホームが充足されていない状況を鑑みると、何らかの方法でグループホームが作りやすくなる方法も考えていかなければならないと思う。</p>	1件	<p>グループホームの新規設置については、開設費や家賃等を一部補助しています。</p>
2	<p>グループホーム設置促進のために、公有地の無償提供や公営住宅の建て替えの際に障害者住宅と合わせて、グループホームの合築もしくは、グループホームにも使用できるようにするなどの設置促進策を図っていただきたい。</p>	1件	<p>公有地の無償提供や公営住宅の活用については、今後の検討課題としてまいります。</p>

3	<p>ハウスメーカーが営利企業と共同して事業参画してくることに歯止めをかける必要はあるが、横須賀市としての方向や方針を明確にしてハウスメーカーを取り込んだの設置促進の方向も一つの考え方だと思う。そのためには横須賀市として、かなり具体的な対応をする必要があると思う。</p>	1 件	<p>グループホームの設置促進については、今後も検討してまいります。</p>
4	<p>グループホームの配置職員の常勤換算について、緩和できないか。</p>	1 件	<p>現在条例で定めている事業所の配置職員数は、利用者を支援するための最低基準であると考えています。障害福祉サービス事業所にとって、適切な支援ができる人材の確保にはご苦勞されていると思いますが、引き続き常勤換算での職員数確保をお願いいたします。</p>
5	<p>不動産屋から、グループホームや就労継続支援B型事業所を開設すると、人も集まるし金銭面も良い等案内が送られてきて、説明会も行われている。そのようなチラシには、広い敷地だと儲かると書かれている。お金儲けのための企業が入り込めないよう条例を作っていたきたい。</p> <p>お金儲けの仕事になってしまったら、障害をお持ちの方を敷地内で囲い、地域で暮らすことにはならなくなってしまうと思う。</p>	1 件	<p>ご意見を参考に、利用者が適切な支援を受けられるよう、今後も基準条例の見直しを行ってまいります。</p>
6	<p>改正予定の条例文を提示して意見を求めるべきではないか。</p>	1 件	<p>パブリック・コメントで公表する案は、条文形式ではなく、市民に分かりやすいよう「骨子」等でお示ししています。</p>